

い考へ方をしてゐる者もあるやうです
が……

答 それは飛んでもない間違ひです。
たしかにブーゲンビル方面ではヘル
ゼーの艦隊を、またギルバート方面で
はミッツの艦隊をわが海軍航空部隊
や海上部隊の善謀勇戦で潰滅させてゐ
ますが、しかし、敵はその老大な損害
を蒙りながらも、なほ強引に航空基地
を前進させてゐるし、また敵の空母建
造はますます強化され、さらに最近に
航続距離の大きな高々度飛行の出来る
大型爆撃機を大量に造つて、前線基地
に配してゐるといふ状態ですから、絶
對に油断は出来ないのです。

問 それに大陸方面を基地とする敵機の動
きなどもだん／＼活発になつて、最近で
は空襲などにもやつて来てゐるし、空襲
は當分あるまいかと考へることは全く
危険です。

答 戦局と戦果を混同することは極め
て危険です。われ／＼は今日、四圍の
状況からいよ／＼空襲必至を覚悟せね

ばなりません。都市の疎開もこの見
地と、それから一面、攻撃方面の飛行
機なり、爆弾なりの性能の向上、同時
に空襲方法の徹底、いはゆる無差別爆
撃、それらによつていよ／＼その必要
性、緊迫性が増大して来たといふやう
なことから、今日急速に具體化するこ
とになつたのです。

従、來の都市 防空の強化

問 都市の防空強化について今までも若干
の手段が講ぜられてゐたといはれます
が、例へばどんなことですか。

答 空襲を多くすることつまり疎開
と、建物を空襲に對して強化すること、
及び大都市の膨脹を抑制することと、
簡單にいへばこの三つです。

空襲を多くする手段としてとられて
來たのは、防空緑地の設定と、それから
大都市における空地地区の指定、これ
は市街地内の建築物に對してやつたこ
とです。それから今春やつた防空空地

と空地帯の設定、かういふものです。
建物の改修の方は急に耐弾、耐火構
造にすることは出来ませんから、やむ
を得ない手段として防火改修を行つて
ゐます。

それから大都市の膨脹を防ぐために
は工場規制地域の指定をやりました。
これは防空法で國土計畫の方針に基づ
いて、大都市に工場の集中するのを規
制し、併せて人口集中を抑制するの
です。また學校規制もやりました。
これが、今まで防空都市をつくるた
めにとられて來た手段です。

つまり、かういふやうに現在までも
やつて來てはゐるのですが、たゞそれ
らは、空地を設けるといふことに多少
の積極性はあつても、大體いづれも現
狀維持で、これ以上膨脹するのを抑へ
るといふ手段に過ぎなかつたのです。
ところが前にも申しましたやうに、
空襲必至の情勢と航空機の性能の發達
によつて、これでは不徹底を免れない
ので、これをもう一つ積極的に疎開し

ようといふのが今度のやり方なので
す。

防空都市とは

問 いままで消極的だつたのが一歩積極的
になつたといふわけですね。ところで今
のお話で結局、狙ひは都市の防空構成と
いふことにあるわけですが、いつたい平
たかといふと防空都市といふのはどうい
ふものですか。

答 防空都市といふのは、第一に建築
物が著るしく密集しないことです。都
市の全部の建築物が鉄筋コンクリート
で構成されれば、これは一番強いかも
しませんが、差當つてさういふこと
は出来なから、まづ建築物を疎開し
て、それに消防力なり、その他の防空
設備をもたせようといふのです。一口
にいへば、都市構成の防空的改造で
す。

それから過大都市がいけないので
す。人口が集中してゐる状態は、防空
的には最も弱い。だから人間の集積が

多いことを避けねばならない。
次ぎには都市の形そのもののほか
に、工場や重要施設が一團に集中して
ゐることなく、分散されてゐることが
大事です。

- 一、人口全體の集積が多くないこと
- 二、空地が多く建物が疎開された状態
にあること。同時にその配列、構造が
強いこと
- 三、重要施設が疎開された状態にあるこ
と

この三點が防空都市の要件なので
す。

問 結局こんどのは一、二、三の全部が含
まれてゐるわけですね。ところで防空都
市の効果はどうなんですか。適當な實例
がありましたら……

答 一番端的に現はしてゐるものとし
て、ハンブルグとベルリンとの空襲被
害の程度の差があります。

ベルリンでは、市街の全面積に對し
て建物の建つてゐる面積が七分の一ぐ
らゐで、しかも建物が非常に整然と並

んでゐます。なほ建物としても可燃物
の整理が行届き、空襲に對して非常に
強い状態にありました。

これに比べてハンブルグの方は、市
街面積に對して建物の建つてゐる面積
が非常に多い。それから袋路が多い。
建物自体も整頓されてゐない。そのた
めに他の條件もあつたが、ベルリンの
場合は火事も少いし、死者が非常に少
いのにはハンブルグの方は死者が非常に
多かつたのです。

問 防空都市が構成されてゐるからないか
によつて、それだけ被害に差があるわけ
ですね。

答 ベルリンやハンブルグでさへこの
通りです。だから日本の木造都市にお
いては一層疎開の必要性がはつきりし
たと思ひます。

防空法改正の要點

問 その趣旨に基づいて、この間の臨時議
會でも防空法の改正をみたのだと思ふの
ですが、その改正の重點はどこにあるの
ですか。

答 防空法改正の要點は、ひとり都市疎開だけの問題ではなしに、もつと全般的に防空態勢の強化といふ觀點から出ているので、都市疎開が一つの重點であることはまちがひないですが、防空法の改正については、一應もう少し全般的にお話して置く必要があると思ひます。

防空法改正の要點は、まづ大分けて五つあります。

第一は、防空業務の範囲を擴大すると同時に、その業務は各省主務の責任において行ふことを主旨とし、今後はさらに各省で擔當すべき事項も多くなり、それを内務省が防空總本部を設けて、この防空總本部が統一調整役になり、國全體が廣い範圍の防空業務を擔當してゆく態勢を整へる。そして防空總本部がその連絡中樞になるといふことです。殖えた業務の範圍としては分散疎開、轉換、防護、非常用物資の配給等があります。

す。分散疎開については、これからお話しする都市疎開の問題のほかに、いはゆる生産疎開といはれてゐる施設、事業、重要物件の疎開轉換についての規定を整備しました。

第三は、空襲時に處するいろいろの法令的手段を強化したこと。例へば防空設備の整備のために、必要な土地や物件を収用、使用できる範圍を擴張したることか、防空實施の場合の營業の禁止制限、つまり警報が出たならば興行場とか、大衆が集合するやうなことをやめるといふやうなこと。また逆に生活必需品の販賣をするやうな所には、空襲時に店を閉めず繼續して仕事をさせることか、さういふやうな營業の禁止制限、逆に繼續再開を命じ得るやうな規定を置いたといふやうなことです。

第四は、これまで防空従事者が空襲時に死傷したときには、扶助金を出すことになつてゐましたが、それを今度は訓練の場合の事故者にも扶助金を支給でき得るやうにするといつた防空實施の法的措置を整備しました。

第五は、防空に要する費用の負擔區分を整備しました。防空の費用が多くなつて來たので、地方負擔に對して國庫負擔の範圍を非常に擴大したことです。

以上の五點が主な點です。

都市疎開の方針

問 いまのお話で防空法改正の重點は分つたのですが、さうすると疎開はどんな方針でやられるのですか。

答 疎開は大別して人員の疎開、それから施設の疎開といひますか、會社や工場等の事業所を疎開すること、もう一つ建築物の疎開と三つに分けられると思ひます。

人員の疎開とは、防空の見地から、また綜合戦力増強の見地から、疎開を行ふ都市内に居住する必要の少い人々に、積極的に地方に轉出して置くことなのです。この人員の疎開について

は、今度の改正防空法で一定區域外への轉居を命じ得る規定が設けられたのですが、しかし、各般の事情を考慮して人員の疎開については、國民の協力に俟つことが一番適當だといふ觀點から勸奨によつてやるといふ建前でゐます。

第二の施設の疎開は學校や統制機關、會社、工場等の整理統合と移轉ですが、これは主務各廳においてそれぞれ具體策を樹立の上、實施されることになつてゐます。

第三の建築物の疎開は、差當り重要地區内の市街地に相當の幅員の地帯を疎開して空地帯をつくります。また重要工場等の周邊を疎開して空地を造成して、その工場を防護するとか、驛前その他の交通要點、それから密集地區に空地や小空地をつくつて空襲による被害を局限し、併せて防空活動が出来るやうにするのです。この建築物の疎開は人員の疎開と異つて防空法を發動

して計画的に都市疎開事業として建築物を除却してゆきたいのです。

都市の疎開は、以上の人員疎開、施設疎開、建築物疎開の三者が並行して初めて目的を達するのです。

疎開區域

問 疎開する區域は、帝都をはじめ重要都市に限られると思ふのですが、その疎開區域に指定される都市は、だいたいどういふやうな都市ですか。

答 これはもちろん空襲の觀點からの重要都市になるのですが、だいたい京

人員の疎開

問 よく分りました。ところで、最初の人員の疎開は原則として勸奨によつてやられるといふことですが、勸奨するといつても、たゞ漫然とやつてゐるのでは、自分だけは残つて、他の誰かがやるだらうといふやうな考へを起し、政府が狙つてゐるやうな疎開が急速に行はれないのぢ

濱、阪神、名古屋及び北九州の四地域に屬する重要都市で、京濱地域では東京都の區部、横濱市、川崎市、阪神地域では大阪市、神戸市、尾崎市、名古屋地域では名古屋、北九州地域では門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市といふところを疎開區域としてとり上げてゆきたいと考へてゐます。しかし、この疎開區域のほかでも、例へばこれに接続した都市、或ひはこれに次ぐ都市でも或る程度の疎開の勸奨、或ひは建築物の除却といふことが考へ得られると思ふのです。

やないかといふ懸念もあると思ひます。その點で政府が率先して疎開して貰ひたいと考へてゐるのはどういふ人達なのでしょう。

答 疎開する人員は、あとでいふ建築物の疎開に伴ふ人、それから各種の團體とか統制機關といつたやうな施設

の疎開に伴ふ人達です。これは建築物が壊されるから、その人達にまづ疎開して貰ふといふことが考へられるわけですが、その他、一般的にいって次ぎのやうな人々を期待してゐます。

要するに疎開区域内に現在居住する必要の少ない人、疎開区域内に住まないでも宜しいといふ人は、この際みな出て貰ひたいといつてもいいと思ふのです。例をあければ、

- (イ) 疎開区域外に職場を有する者
- (ロ) 企業整備等によつて轉廢業する者
- (ハ) その他疎開区域内に居住する必要の少ない者、例へば財産収入または仕送りによる生活者

といふことになると思ひます。問 (イ)の場合には、いま東京あたりから八王子とか千葉、埼玉方面に通つてゐる人は、適當に職場の近くにつてくれといふ意味ですか。

答 勿論それも考へられますが、疎開區域外に職場を有する人といふのは、主人が遠くに出てゐて留守宅が東京にあるといふやうなものです。

あるといふやうなものです。問 (ロ)の企業整備によつて轉廢業する人、これは都市疎開と關聯してどういふやうに考へられるのですか。

答 それは今までも例へば轉廢業した人の中で、仕事がなくつたのに、まだ東京にそのまゝ住んでゐる人とか、かういふ人の中には微用等で軍需生産に従事してゐる人もあるでせうが、さういふ人ではなしに、殆んど仕事がないといふやうな人は、むしろ地方に轉進して軍需生産なり、農業増産の方面で活動して貰ふことが都市疎開にもなるし、いはゆる「全國民戰闘配置」の趣旨にも合ふことになるのです。

問 どういふ人がどの位出てゆけるか、何か實情調査のやうなものは行はれないのですか。

答 それに關しては適當な時期に、疎開人員についての實情調査をも實行したいと考へてゐます。

問 それは東京の中でも地域を決めて、或る特定の地域だけでやるといふわけでは

ないです。答 全體をやるのです。

移轉獎勵金の交付

問 地方に移轉しようと思つても費用が嵩むと思ひますが……

答 移轉に關してはいろいろの問題が伴ふと思ひますので、後で述べたいと思ひますが、こゝでは移轉獎勵金のことを述べませう。これは或る範圍を限つて交付される筈で、その交付する範圍は、

- (イ) 都市民税一定額以下の者および都市民税免除者
- (ロ) 入營・應召軍人の遺族、家族
- (ハ) 被徵用者の遺族、家族等

以上の場合でも疎開區域近郊、或ひは他の疎開區域、或ひは他の重要軍事都市にゆく人は除かれます。

問 市民税一定額以下のものについても段階があるのですか、一律に幾らくと出しますか。

答 複雑なものにはしたくないので、

です。この疎開指導所で疎開に關する勸奨、指導、斡旋をすることになつてゐますから、分らない點は、そこで聞けばよいのです。

問 しかしそのやうに疎開區域から地方へ人が出て、一方で逆に疎開區域内へ轉入してくる人が殖えては何にもなりませんか、この點はどうなつてゐますか。

答 その通りで、この際、地方の人々は疎開を行ふ都市が、まさに戰場であるといふ考へをもたれ、やむを得ない人以外はつとめて疎開區域内に移ることをやめて貰ひたいのです。こんどの防空法の改正の中には、轉入を規制できる規定もありますが、その發動の前に國民の協力をお願いしたいのです。

施設の疎開

問 それから、學校や次に施設の疎開ですが、團體なんかは、非常に東京に偏在してゐますので、これらも地方に分散

した方がいゝといはれてゐるのですが、實際にはどういふふうにするのでせうか。例へば學校の疎開については、不念

もなつてゐるので、強制して他所に轉出したやうな場合には、これは移轉費が出るのですが、本来の建前は勸奨に従つて自發的に出るといふのですから、獎勵金といふのも實際強制されて出た場合の移轉費とは多少の距たりがあるのです。

轉出の手續きと轉入規制

問 では疎開に協力し、地方に轉出しようとする場合は、どんな手續きをすればよいのですか。

答 疎開區域の區役所なり、市役所なりに疎開指導所が設けられることになつてゐます。そこに地方移轉の希望を申し出て、地方轉出證明書を買ふわけ

二段階か三段階ぐらゐになると思ひます。段階は資産によるのではなく、家族数によつて二段階ぐらゐにしたいと思ひます。

問 さういふ場合には旅費とか、差當つて生活に困らない位のものを出すのですか。

答 移轉の實費を退任旅費かみに出すことは、勸奨の建前からいつても、をかしいので、獎勵金として、進んで疎開に協力される人に對する壯行の費用といつたやうなものと、それに若干の移轉助成の氣持を加へた程度の金額にしたいと思つてゐます。

問 結局、自分のためにもなるし、國家のためにもなるから、國家に迷惑をかけずに自力でやつて貰ひたい、これが政府の本當の肚なのでせう。そしてさういふ氣持ではあつても、實際問題としてどうにもならない場合に政府が補助をするといふのですか。

答 さうです。たゞ人員疎開の場合、法律の建前では強制して出来るやうに

務大臣が指定するわけで、指定地域内の家屋については先程いつたやうに都長官なり府縣知事が、これを除却せよといふ命令をその中にある家屋の持主なり管理者に對し出すわけです。都府縣が除却する場合には建物を都府縣に譲つて貰ひます。必要なれば譲渡命令も出すわけです。

問 その場合、實際にこゝからこゝまでの家屋といふことを指定された場合に、その測量とか評價は國家がやるわけですか、何か評價委員のやうなものをつくつてやるわけですか。

答 それは各都府縣でやるわけです。指定だけは内務大臣がやつて、結局事業は全部都府縣でやるわけです。

問 評價とか除却をやる場合に、店舗なんかですと、建物の價格だけではなしに、暖房代とか、さういふやうなものも一應考へに入れてやつて貰へるのせうか。

答 それは建物を除却した場合、それによつて生ずる損失を補償するといふことになつてゐますから、その損失補償の内容になつて来るわけですね。建物自体についての損失といふこともありませんし、また商賣をやつてを建てた建物をとられれば、商賣も差當つて出ぬことになりませうから、その營業補償といつたやうなことも當然に入つて来るわけです。

問 その評價の場合には、今頃やつてゐるのは賃貸價格とかそんなやうなものによつて抑へますか、時價とか場所等によつて斟酌するのせうか。

答 それは大體いままでの道路工事などの除却の場合の評價の補償方式でやつていつて、出来るだけ親切にみてゆく必要はありますが、一面、非常に急速に仕事を進めなければならぬから、そこに、やはり測量、評價等について戰時的方式が採用されなければなりません。親切にすると同様に、或る程度手取り早くゆく方法を考へなければなりません。さういふ意味で除却を受ける人も協力して貰ひたいので

家屋の利用統制

問 除却する場合、その中に住んでゐる人の問題ですが、いま實際住宅が拂底してゐる時ですから、相當強力で住宅の斡旋をして貰はなくては困ると思ひますか。

答 先づ建物を除却されたと同時に、住んでゐる人の中で、前に人員の疎散の場合に申したやうな部類に該當する方には、この際できるだけ疎開區域外に轉出して貰ひたいといふことを、まづ第一に勸奨してゆくわけです。しかし全部が全部、外部に轉出できる方ばかりでもありませんし、どうしても疎開區域内に留まつてをらなければならぬ方があつては、前にも述べたやうな方には、現在住物資の關係上、新築が困難ですから、前に述べた人員の疎開によつて空いた家をば使はせてゆく考へです。

として、なほ併せて家屋の利用統制をやつて、さういふ人達の收容のことも考へてゆきます。また店舗等で、住宅向に改造できるやうな家は、これを住宅化して收容するやう考へたいと思ひます。

問 その場合移轉費や、引越費用といったものは持つて貰へるのせうか。

答 引越費用は出すことになつてをりませう。移轉にかゝつた費用の實費を支拂ふ考へです。さうかといつて個々の人について、幾らかゝつたから幾らかゝつたといふわけにもゆきませうから、大體の標準を決めて、その標準と既み合せで移轉料を出してゆくといふ形になるだらうと思ひます。

問 移築といふことは全然認めないわけですか。

答 個々の移築は、認めない建前です。しかし、例へば都の地區の中に自分家が持つてをり、その方がどうしても都内に留まらなければならぬといふやうな場合には、本人に除却と移

築を認めることも真にやむを得ないのぢやないかと思つてをります。

問 その資材やなんかは、都府縣かどこかでやるわけですか、個人的にはやらないのせうか。

答 やらないのです。原則は人員疎開によつて空いた後などに入れるのです。ですから、そのためにあつた建物の利用統制をやつて、その中に入つて貰ふやうにしますが、やむを得ない時には、古材を使つて若干のものは建てることも考へます。ですから實際問題として、都府縣で全部やつて、そのうち特に事情があつて都市内に留まらねばならぬ、なほ差當つて住宅も恰好なものがないといふ方には、そのうちの一部を移築するといふことが起る場合もあるだらうと思ひます。

古材の統制

問 結局、古材の統制はどうなるかといふ問題にひつかつて来るわけですね。

答 古材はいまの都府縣ではなしに、住

宅營團あたりでやることも考へられるかもしれませんが、若干は建築物を除却された人を收容するために使ひたいと思つてゐます。しかしこの除却された人の收容先としては、現在ある施設を建前として、人員疎開の後に入る。ごく限られた範圍では古材で建てることも考へます。残りの古材は移轉用の資材として、或は勞務者住宅なり、一般に住宅が足りないのからです、工場の方の建築資材として使用するといふことになるのです。

問 次に除却に伴ふ補償金とか、いろいろ補助金といふやうなものが出ますと、浮動購買力が増大する虞れがあると思ふのですが、その點については何か臨時の措置が講ぜられるのせうか。

答 實費で直ぐ要する分は、現金で渡さなければならぬと思ひますが、そのほか補償費的なものは、必ずしも現金で直ぐに要らないものは、戦時下の當然の對策として、それが浮動購買力にならないやうな方法を考へなければ

輸送の問題

疎開区域内の建築規制

問 一方で建物を除却してるときに、他方で新しい建物が出来るといふやうなことになるかと、一寸をかしなことになると思ふのですが、これは何か建築規則を改正するといふやうなことはないのですか。

答 建築の規制については、現在までのところは主として資材の點からみた工作物築造規制規則や、敷地に對する建築割合をきめた空地地域の指定のほか、防空法に基づく工場規制や防空空地等の設定等により、建築の制限または禁止も出来ることになつてをります。が、こんどの防空法の改正によつて、さらに疎開區域の全面に亘つても建築規制をやることも出来るやうになつてをります。従つて疎開區域内の建築は一般的にこれを禁止し、やむを得ないものについて防空上、差支へない地域に許可するやうになると考へてゐます。

問 都市疎開の大要については分りました。ところで、いざ疎開を急速に實施しようとする、輸送の關係上いろいろな難關があると思ひますが……。

答 ご承知のやうに現下の輸送情勢は、戦争遂行のための重大な輸送の要求と、いろいろな悪條件からの輸送力増強難との板挟みになつて、いはゞギリギリの輸送を行つてゐるのです。その上に、少量ならいざ知らず大量の、しかも臨時的な輸送を引受けることは至難の状態であるといはねばなりません。殊に燃料の消費規正、乗務員等の關係から起る貨物自動車輸送力不足、資材の關係からの荷造の困難が、疎開輸送に對する決定的な障礙になつてゐる状況です。

しかしどんな困難があらうとも、都市疎開は迅速に決行しなければならぬこととす。

輸送の任に携はる者としては、かりそめにも輸送の滞滯のために疎開が遅延したり、不十分にしか行はれないことがないやうにし、さらに進んで輸送の便宜を供與することによつて、側面に疎開を促進することが望ましいのです。勿論かういつても、今日の輸送情勢からみまして、このやうなことがさう簡単に出来るとは考へられませんが、少くとも出来るだけの方法は盡す考へです。

その方法につきましては、このうちには輸送機關だけで出来ることと、さうでなく輸送機關と利用者、さらに廣く一般國民との緊密な協力に俟たねば出来ないことがあります。特に前に述べました自動車輸送力の不足を補ふための運搬具の動員、荷造資材の不足に對應する回収、その他の方法による資材の活用、一般的な勞務の不足に

對する勞務奉仕の強化等の點につきましては、何としても「疎開は都市市民の手で行ふのだ」といふ心構へで、運輸機關を援助して戴かなければ、到底所期の目的は達せられません。

また根本問題として、出来るだけ荷物を少くするために十分の工夫をしていただくことが必要で、何でもかんでも持つて引越すといふことは、この際、避けて戴きたいものです。

疎開をする人の輸送

問 物ごとにかく、人の輸送はどうなのですか。

答 人の輸送につきましては、數千、數万の人が一時に殺到するやうなことが起ればともかく、通常の状態では先づ大して問題にはならないと思ひます。しかし現在の旅客輸送の状況からみまして、同一方向にゆく者が、出来るだけ一緒になつて、指定の臨時列車でも動かすか、定期列車を利用するにしましても、これを指定する等の方法を講

じ、いはゆる計畫輸送によることが望ましいのです。

なほ急行券、指定乗車券、病人などのための寢蓐券の入手の問題等がありますが、これらの點につきましては、適當な施設を設けることにして、これに東亞交通公社も参加させ、前に申した計畫輸送と共に、出来るだけの便宜を圖ることにしてゐます。

問 さうすると旅行相談所とか、託送荷物の申込所とかが新しく出来るわけですね。

答 疎開する側にとりましては、旅行の相談はどこにすればよいかとか、また荷物はどこに申込んだらよいかとか、疎開の實際にあつて、平常とは異つたさまざまの問題が出て来ることでせうし、輸送する側にしても、その必要が痛感されますので、運輸通信省では、疎開都市内の數ヶ所に疎開輸送事務所を設けることにしてゐます。

場所は、いづれ發表することになるでせうが、だいたい大きな驛の中など

に出来るものと思つていただければ結構です。

この疎開事務所には鐵道職員のほか、日本通運、貨物自動車事業組合、小運搬業組合、東亞交通公社等の輸送に關する各方面の團體の職員が出張してゐて、こと疎開輸送に關しては、何でも相談にあつかり、また運送申込の受付もするといふ仕組になつてゐます。

問 申込をする方法は書面でもよいのですか。

答 書面でもよいのですが、いろいろと複雑なこともあるでせうから、直接出かけてゆかれる方が都合だと思ひます。なほ申込まれる際には、轉出證明書を提示されることが必要です。

次に、これは一般にはあまり關係がないことですが、各疎開都市ごとに疎開輸送本部といふやうなものが設けられます。これは大口の纏つた輸送申込を受付けると共に、個々の疎開輸送事務所を受付けた申込を取りまとめ

て、疎開以外の日常一般の輸送との調
整を考へた上で輸送計画を樹て、そ
の計画によつて輸送を命ずる組織にな
つてゐます。

物の輸送

問 人の輸送については、だいたいお話を
分りましたが、荷物のほうはどうな
う。昨今、荷造資材の入手難などの問題
がありますが……

答 物の輸送の問題は、だいたい次ぎ
の三つに大きく分けて考へねばなりま
せん。

- 一、輸送の前提となる荷造の問題
- 二、鐵道輸送による場合は、發着地の小
運送（附帯の鐵道託送手續、貨車積
卸等を含む）と貨車輸送の問題
- 三、鐵道輸送によらない場合は、貨物自
動車輸送、或は荷馬車、手車等に
よる輸送問題

などで、荷物のほうはひとつも、複
雑なものです。

まづ荷造からいふと、荷造は遠方に

送る荷物と、近くに送る荷物とは大
分相違がありますが、いづれにしても、
荷物を無事に運ぶためには、ガツチリ
と荷造をしなければなりません。とこ
ろで荷造りするには、勞務と資材と
が必要で、一番望ましいのは自家の
持合せの資材で、専門屋の手数をかけ
ないで、つまり家族總がかりでするか、
隣組、町内會等で助け合つてやつて戴
くことです。

しかし、この勞務はともかくとし
て、繩や板や釘などの資材は、ど
この家でも十分といふわけにはゆきま
せん。また箆や鏡臺といつたやうな
大きな荷物や、壊れ易い荷物は、素
人の手で荷造りするといふわけにいか
ない場合が多いのですから、やむを得
ない場合には、専門屋を疎開輸送事務
所から差向けることになるわけでは
ない。なほ、専門屋がゆくとしまして、
資材はいくらでもあるといふわけには
ゆきませんので、これを節約するため
に、木製の荷造容器、手製の通ひ箱を

廉い料金で貸貸する方法などを考へて
ゐます。なほこれは轉出する人だけで
なく、汎く一般の協力を仰がねばな
らぬことですが、荷造資材が極度に
不足してゐる今日ですから、板、箱、
葎、繩、吠などの回収運動を強力に
實施することにしております。

それから輸送が終つてからの問題で
すが、あとから轉出する人達のために、
用の濟んだ資材は全部、土地の運送店
などで回収することにしてゐます。

荷造についての今一つの側面は、荷
造費用の問題です。この點に關して
は、運輸通信省が中心になつて主五品
目別に、例へば三つ重ねの箆ならい
くらといふふうには、だいたい標準單價
を定め、また全體としての額にも一定
の標準を定めることにしたいと思つて
ゐます。

問 荷造が出来ると、こんどは輸送の問題
になるわけですが……

運送の費用も政府の認可運賃が定めら
れてゐるので、安心して任せることが
出来るやうになつてゐます。

自動車や馬車 による輸送

問 近距離に轉出するやうな人で、貨車で
運ぶ必要がなく、自動車や馬車などで運
ぶやうな場合はどうなるでせう。

答 一體この貨車で運ぶかどうかとい
ふことは、疎開輸送事務所に相談して
決められることとして、だいたい四、
五十キロ以上のところは、鐵道による
ものと思つて間違ひがありません。
自動車や馬車その他で運ぶ

かにつきましたも同様、事務所にて任
せるわけですが、そしてこれ等の輸送につ
きまして、出来るだけ優先的に、計
畫的に配車することは貨車の場合と同
様です。

この場合の運賃につきましても、政
府の認可したところにより、距離や量
で區々にはなりますが、大略のところ
は、疎開輸送事務所が豫じめ聴けば分
ることになつてゐます。

以上のほかに、いろ／＼細かい點で
疑問もあり、不案内な點もあることと
思ひますが、さういつたことは、すべ
て先程申しました疎開輸送事務所に問
合せて戴きたいのです。

就職と家財等の措置

移轉先の就職は

問 次ぎの問題になるのは移轉先における
就職のことですが、これは轉廢業者が疎

開するにしても、實際移轉先についてど
んな仕事があるのか、當てない所に移
轉費を買つたからといつてゆくわけにも
いかないし、一夫、自發的に恩給生活者等

何日に貨車を廻し、いつ頃自動車なり
で受取りにゆくといふ通知がありま
す。貨車につきましても、苦しい際
はありますが、事務の性質上、優先的
に、しかも前に述べたやうに大量とな
つた場合は、計畫的に配車することに
なつてゐます。

驛までの小運送に關しましても同様
ですが、運搬員、勞務などの窮屈な時
代ですから、荷造について申上げた
と同様に、出来るだけ隣組、町内會で助
け合つて、八百屋さんのリヤカーと
か、魚屋さんの荷車とかを動員して驛
まで運び、馬車が二葉要るものなら一
葉で済ませるといふ工夫と努力をお願
ひしたいのです。

鐵道の運賃はもろろ一定のもので
すが、特に疎開輸送の貨物について
は、一軒の家の荷物で、貨車一車に満
たないやうな場合、同じ驛にゆくもの
なら、二軒分とか三軒分とかを取纏め
て、廉い一車積運賃（車扱運賃）で運ぶ
方法も講ずることになつてゐます。小

が地方に出ても仕事がないといふのでは國家的にも非常に損失だと思ふのですが、そのときに困つた人ほどどんな職業を斡旋し、また實際に餘裕があつて手があいてゐるやうな人に對して、どのやうな仕事をやつて貰ふか、これは何か特別にお考へになつてゐますか。

答 いたゞい疎開といふことは、戦争を避けて都市から逃げてゆくことでは毛頭ないので、疎開を自己體が一億戰闘配置の立派な一つの方法ですから、今の就職といふやうなお話も、出てゆくことと自己體が立派な戦力なんです。だからその戦力を當然活用するやうに、疎開する人自身も心掛けねばならぬと同時に、國家の方でも、職業の斡旋、或は轉換等について、出来るだけのお世話をすることは當然だと思ひます。

その具體的方法については、目下いろいろ考へられてゐますが、氣持はさういふ氣持で、地方に出ていつて戦力増

強の軍需生産、或は食糧増産に轉進して貰ふことが、疎開の本當の趣旨なのです。むしろ疎開を機縁にして、より以上、軍需生産や農業生産に轉進できる道を開く、かうしたいのです。

問 一番心配するのは、例へば恩給生活者なんか地方にいつて徒食してゐるやうな感じを與へると、面白くないと思ふのですが、さういふときに、相當高給を食んでゐる人でも、村役場について書記のお手傳ひをするといふ氣持が必要なのですね。さういつた勧め方はこの疎開に伴つてやらないのですか。

答 そこまでは考へてゐませんが、一億戰闘配置からいつても當然の歸結です。むしろさういふ人々自身も考へべきだし、また周囲もさういつた空氣を起すやうにやつてゆくことが、都市疎開をますます有効にする所以になると思ふのです。よくいへば農村の教化ですね。今まで東京に人が集り過ぎて

ゐたから、さういふ人達が歸つて地方の教化、郷土の教化をやる。これは當然やらなければならぬことです。都會に集り過ぎて、地方では指導者が足りなくて困つてゐるので、それは非常によいことです。

問 要するにこの際、出てゆく方も受入れの方も、両方とも心構へを新たにしなければいけませんね。

答 さうです。それが眞に疎開を活かし、戰闘配置を完成する所以です。

土地、家屋、家財等の管理

問 次ぎに移轉に伴ふ土地や家屋、家財のことですが、これ等は誰が管理し、また借手の斡旋はどうなるのですか。政府で買上げて他に使用するか、營國が買上げるとかいふことになると思ふのですが……。

答 土地や家屋については疎開區域の公共團體(郡縣市)等で預かるとか、

或は信託會社なんかで協力したいといふ話もあるし、いろ／＼考へてゐます。

また家財の方は先程申したやうに、この際、輸送力を妨げない意味から、出来るだけ荷物も少くして貰ひたいので、それについては出来るだけ有利に處分できるやうな方法も講じたいと思つてをり、そのほか地元の公共團體等でお預かりするといふ方法についても考へたいと思つてをります。

問 結局、輸送關係からいつても、例へば轉出先に親達のゐるやうな場合には一世帯になるのですから、二重になるやうな世帯道具は出来るだけ處分していつてはしいといふことですね。

答 國家としても家財の輸送について出来るだけお世話をしますが、平時の考へ方ではいけないといふことさへ頭において貰へば、萬事解決のつく問題です。國家の方で、出来るだけお世話をしますが、とにかく戦争下なんですから、何でも彼でも持つてゆくといふ

氣持は改めて戴きたいと思ひます。

問 何でもあるに越したことはないのですが、敵前にゆくには身輕にしなければいけないといふ氣持ですね。

答 さうです。家々、み持つてゆきたいといふやうなものもあるらしいですが、疎開はのんきな移動ではなくて、戰闘配置だといふことをよほど強く頭に置いて貰ひたいものです。その點は疎開する人だけではなしに、残る者もさういふ心構へでなければなりません。要するにこれは戦時措置ですから……。

移轉先の家屋の問題

問 それから移轉先の家屋の問題ですが、これは出てゆく人のなるべく縁故先やなにかに頼つてゆかれることと思ひますが、どうしても家屋がなかつた場合には何とか役所の方で世話ししてもらへるか、或は移轉先の附近にさういふ關係のやうなものが出来てやつてもらへるやうなことはないでせうか。例へばこの

間の新聞に、栃木縣の那須野ヶ原にバラックを造つて、そこに人を入れるといふことが一寸あつたやうですが……。

答 地方にいつても家の少い時勢ですから、出来るだけ各自の縁故先で、適當な家を見付けることが建前であつてほしいのですが、その他に役所方面でも出来るだけお世話をする考へです。殊に疎開區域の近郷では家屋、空間の供出運動といひますか、提供運動もあるやうです。或は世帯を二つに分けないで、一つ世帯にするといふやうな方法もあるでせうし、さういふ運動も強力に展開するつもりです。

同時に店舗とかで、住宅に轉換できるものは、この際轉換の方途も考へて、住宅に改造することも考へたいと思つてゐます。

これについては今度の改正防空法でさういつた提供を求めるものについて法的の處置も講ぜられることになつてゐますので、やむを得ない場合には、さういふ法の發動も考へることが

出来るのですが、出来ることなら、國民各自の自覚によつて、皆で都市疎開

の問題を片づけてゆくやうにしたいと思つてゐます。

轉學の問題

大學、高等専等の場合

問 疎開に當つて問題になるのは、轉入學のことですが、大學や専門學校では、轉學は許されないのでですか。

答 さうです。規定の上では、高等學校は事情によつて許されることになつてゐますが、事實上許された例はありません。これ等の學生生徒は、それぞれ特殊の専門的な教育を受けてゐるので、途中で轉學しても教育上困りますし、また、すでに成人してゐるので、必ずしも親元から通學させなければならぬこともないので、初め入學した學校から他校へ轉學は認めないことにしてをり、疎開に關してもこの原則は變更されません。

問 師範學校や高等師範學校、その他の教

員養成諸學校の生徒はどうですか。

答 大學や専門學校の學生生徒と全く同様です。

國民、青年學校の場合

問 國民學校教育は義務制ですから、轉學は當然できると思ひますが。

答 さうです。保護者が地方へ轉住したその轉住先でも、その兒童を國民學校へ就學させなければなりません。

市(區)町村長の方でも、その市(區)町村内の學齡兒童が、他の市(區)町村へ轉住する場合には、その兒童の學齡簿原本を轉住先の市(區)町村長へ送付し、送付を受けた市(區)町村長は、これをその市(區)町村の學齡簿に記入しなければなりません。そして記入を終

つた旨を發送した市(區)町村長に報告しなければならぬことになつてゐますので心配はいりません。

問 さうすると國民學校兒童の轉學には、何等の制限もないのですか。

答 さうでもありません。國民學校令施行規則には、初等科の一學級の兒童数は六十人以下、高等科は五十人以下といふ制限規定があり、また一學校の學級数は二十四學級以下となつてゐますから、規定上からいへば、この制限を一人でも超過したら、轉學は許可できないことになりました。

しかし特別の事情があれば、地方長官の認可を受けて、この制限規定によらないことが出来ることになつてゐますから、疎開に伴ふ兒童の轉學で定員超過になつても、地方長官が認可すれば、この規定で不自由はないと思ひます。

問 男子青年學校も義務教育ですから、この點、同様だと思ひますが……

答 その通りです。

中等學校の場合

問 さうなると中等學校生徒の轉學が一番むづかしいですね。

答 さうです。そのため去る十一月二十二日、新たに文部省令を出して大東亞戰爭中、疎開のために轉住する中等學校生徒の轉學は法令上、生徒數、學級數及び轉學時期に關し制限規定がありませんが、それによらないで許可できるやうに特に規定したのです。

問 すると今後は自由に轉學が出来ることになつたのですか。

答 この省令で除かれた制限は、前に述べた三點だけで、その他の點は除かれてをりませんから、除かれてゐない規定の適用は當然うはなければなりません。また、この省令にも、「別ニ定ムル手續ニ依リ志望シタル者」に限つて、この省令が適用されることとしてゐますから、十一月二十七日の官報に告示された「中等學校生徒ノ轉學ニ關スル手續ニ關スル件」により、特別の手續

をふまなければ、特別扱ひは受けられないわけでは

問 除かれてゐない規定といふ……

答 中學校規程第四十條、高等女學校規程第四十一條、第四十二條及び實業學校規程第四十六條、第四十七條でこれらの規定から考へて、中等學校では法令上、先づ同種類の學校または學科の間で轉學するのが原則で、異つた種類の學校または學科に轉學できるのは、國民學校初等科修了程度をもつて入學資格とする中等學校の第一、二學年在學生だけです。この點は今後も變更ありません。

問 さうすると、國民學校初等科修了程度を入學資格とする中等學校の第三學年以上と、高等科修了程度を入學資格とする中等學校の生徒は、同種類の學校または學科のほか轉學できないことになりましたが、どうしてそんな區別をつけたのですか。

答 それは全く教育上の見地からで、例へば工業學校の機械科を例にとつて

みますと、第一學年の實業科の教授時間数は僅かに八時間、第二學年でも十時間に過ぎません。それが第三學年、第四學年はいづれも二十時間になつてゐる、しかも教科内容が相當専門化されて來てゐます。

従つて一、二學年在學當時ならば、異つた種類の學校または學科に轉學しても、何とかして同級生に追いついてゆく方法もあります。三、四年生になると非常にむづかしくなり、本人の向上心や好學心を保つ上からも、異つた種類の學校または學科への轉學は避くべきであるからです。

中等學校生徒の轉學手續

問 では、前に説明された文部省令のいはゆる「別ニ定ムル手續」とはどんな手續ですか。

答 一口にいへば、これまでのやうに學校長間だけで事を運ぶのではなく、その間に地方長官が介在して、轉學先

の學校を選定するのです。
問 どうしてそんなやましい手続にしたのですか。

答 大正十二年の關東大震災のとき、學長長の裁量だけで無制限に轉學を許可することにしたら、地方の特定學校に轉學志望生徒が殺到して困つたことがあります。これは單に教育設備の問題だけでなく、今回の特例を設けた根本趣旨である疎開の圓滑な實施のためとは、いさゝか隔つた他の目的が介入して來てゐると考へられますので、これら少數の不純なもののため、國策の遂行に障礙があつてはならないと考へた結果、地方長官の公正な判断によることにしたのでした。

問 この特別な手續で、特別の轉學の取扱を受ける者の範圍はどれだけのですか。

答 先づ第一に地域的な制限がありません。疎開を實施すべき區域または地區として指定された區域または地區から、その他の地域に轉住するものでなければなりません。また、その場合で

も、現に疎開のために轉住することを要します。

しかし、この轉學の特別取扱で、出来るだけ疎開を促進することゝなれば、國家のため誠に結構ですから、必ずしも家族が一緒でなくても、生徒児童が單獨で地方の祖父母宅とか、その他の近親者宅、或ひは信頼できる相當の保護者のある家等へ轉住する場合、出来るだけ廣く、この特別取扱で轉學させたいと思ひます。文部省からも、そのやうに地方長官に通牒してあります。

問 それでは疎開のために轉學するにはどうすればよいのですか。

答 轉學の特別取扱を希望する方は、轉出證明書を提示して轉學希望を學校長に出ればよいのです。

問 轉學希望の申出を受けた學校長の處置は……。

答 次のやうな書類を調へて、轉住先の都道府縣の地方長官へ送付するの

です。

1. 本人の希望學校に對する轉學願書
2. 現在學校の學籍簿謄本、在學證明書
3. 現に在學する學校長の調書(未調査に轉學を必要とする事項、父兄の轉住先、轉住先と該區域との關係、これ等に關する校長の所見等を記載のこと)

問 父兄が轉住する府縣と、その子弟の轉學先の學校所在府縣と異なる場合はどうするのですか。

答 とにかく、轉學先の學校所在地の地方長官に出せばよいのです。通學關係や同種類の學校または學校の所在地の關係等で、父兄の轉住地と子弟の轉學しようとする學校所在地と府縣を異にするにはあり得ることです。

本人の志望、居住地、通學關係、學業成績、家庭の事情、その他身上調査記載事項等を參照して、最も適當とする學校を選定して、右の關係書類をその學校へ送付するのです。

問 本人が當初志望した學校と異つた學校が選定された場合、本人が知らぬ間に、自分の志望しなかつた學校へ轉學させら

れる虞れがあると思ひますが。

答 そんなことの起らぬやうに關係書類の中、「本人ノ志望學校ニ對スル轉學願書」を入れてあります。即ち、當初本人が志望した學校と異つた學校が選定された場合には、地方長官は本人からその選定された學校に對する轉學願書を再提出させなければなりません。つまり、本人がその地方長官の選定した學校をどうしても希望しない場合は、その轉學願書を提出せずにおけばよいのです。尤も、地方長官の選定の公正さを信じて、なるべくこれに従ふことを望んでゐる次第です。

なほ、念のため注意しておきますが、父兄の轉住地と異つた府縣の學校へ轉學を志望してゐる場合等によく起ると思はれるのですが、地方長官の公正な判断で、その志望學校所在地と異つた府縣にある學校の方が、本人にとつて、一層適當であると考へられた場合は、その旨意見を附して一應それ等の書類を、發送した學校長へ關係書類

を返送するのがよいと思ひます。本人の轉學願書も學校長の調書も書き換へなければならぬと思ひますから。

問 地方長官から轉學學校として選定され、關係書類の送付を受けた學校長は、その生徒の轉學を無條件に許可しなければなりませんか。

答 必ずしもさうではありません。必要があれば、檢定試験を課することも出来ますし、甚だしく不適當と考へられる場合は、轉學を許可しないことも勿論できるのです。

しかし、地方長官の選定の公正さを考へるならば、出来るだけ進んで、その選定を尊重して従ふべきです。自校に對する偏狹な自負心とか、割據主義、に囚はれるやうなことは嚴につゝしむべきでせう。

む す び

問 最後に疎開に對する國民の心構へについて何かありましたら……。

答 結局、都市の疎開は單に都市から退散する、逃避するといふだけの意味ではなしに、もつと積極的の一億が戰國配置に就く、疎開そのものが戦力増強になるといふふうにならなければなりませんし、またその氣持を以て疎開に協力される方々、つまり都市から地方に出てゆく方々も、その方向について貰ひたいし、まだそれを迎へる地方の方々も、疎開が單に都市から逃れて來たといふのでなしに、積極的に戦力増強に資するのだといふふうで考へられて、心からこの方達を迎へて貰ひたいと思ひます。

要するに疎開區域につて疎開をする方も、また地方につて、その疎開して轉出して來た方を迎へる方も、或ひは疎開區域内に留まつて働く方も、すべてが疎開といふことの意義をよく諒解して徹いて、疎開の仕事を回滿、急遽に實行するやうに、すべてが協力して働くことが大事です。



四十五歳まで 國民登録の範圍を擴張

決戦下、私ども一人々々が老若男女を論ぜず、少くも勤勞に堪へ得る限り欣然として戰場に挺身し、その全能力を最大限に發揮することが肝要です。

そして、このやうな總員總團配置を速かに實施するために、一般國民の働ける能力の量と質を豫じめ調査し、産業別に、また職業別に現狀を知つて置かねばなりません。この基礎的作業が國民登録で、登録が完備されて初めて、勞働は一切の國家の要請する部面に、迅速に動員に動員され得るわけです。

この國民登録は、前世界大戰

の貴重な經驗から、今次大戰の勃發と共に、各交戰國では、いち早く實施してをります。ここでは敵米英と盟邦ドイツの登録狀況を一瞥させよう。

アメリカでは一九四〇年(昭和十五年)以來、徴兵登録令を數回改正し、一九四二年一月には第三次大總統發布令を以て、その適用範圍を従來の二十一歳以上四十五歳から、十八歳以上四十五歳の男子に擴張しました。

ところが同年四月には、さらに擴大して最高年齢を二歳六十歳まで引上げ、これらの年齢に該当するものは、戦時人的資源委員會の權限によつて、大統領令による職業轉換が命ぜられることになりました。

なほ女子には、まだ登録制は實施されていませんが、早晩十八歳以上五十歳までの者に登録義務を課すやう、目下、法案を準備中とのことです。

イギリスはもとゞ、基礎人口が少いので、勞務潤滑の度も著るしく、一九四一年(昭和十六年)三月公布の勞働登録令と重要産業令によつて、軍務に服するもの以外の者の登録を行ひ、これらを指定する重要産業に動員できることとし、この登録年齢は、男子は十八歳六月以上四十五歳まででしたが、本年一月には四十六歳に、五月には更に五十歳に引上げましたが、それでも

わが國の國民登録

わが國では國家總動員法による國民職業能力申告令に基づいて昭和十五年、最初のいはゆる國民登録が行はれました。當時はまだ登録の範圍も狭く、満十六歳から徴兵適齡前の男子に限

定されてきましたが、その後一年間に國際情勢の急迫に對應して國民動員の大擴張を行ひ、第二回登録令(昭和十六年十月)では、一躍四十歳未満に引上げを斷行し、また十六歳以上二十五歳未満の配偶者ない女子にも新たに申告の義務を課し、殊に今年に入つてからは五月末と十月末の二回に行ひました。

登録の範圍を擴張

しかし、戦局はいよいよ熾烈になつて來ましたので、國力を擧げて軍備生産の急速増強、殊に航空戦力の躍進的擴充を圖るため、さらに國民動員を徹底することになり、素當り青壯年國民登録の適用範圍を男子に限り五歳引上げ、従來の最高年齢滿四十歳を滿四十五歳まで擴張することにになり、明治三十三年一月九日から明治三十七年一月八日まで生れた男子、即ち滿四

十歳以上滿四十五歳ものは本年一月八日現在で臨時に申告せねばならぬことになりました。

一人の申告 漏れも許さぬ

尤も、右の年月に生れた者の全部が申告者となるのではなく、だいたい左記の人々は、他の方法で登録等が行はれてゐるので、申告義務を除外されます。

- (一) 國民勞務手帳や職業能力申告手帳の交付を受けてゐるもの
 - (二) 陸海軍軍人で現役中のもの(陸軍下士官を除く)
 - (三) 應召中のもの
 - (四) 陸海軍軍屬
 - (五) 徴用中のもの
 - (六) 醫師、藥劑師、牙科醫師
 - (七) 獸醫、獸醫手等
 - (八) 船員法による船員等
- 要するに今度の申告は、従來の青壯年國民登録と同様、市區

町村長の指揮監督の下に、勞務動態調査員、同補助員等が各自その所持區域に居住する要申告者について萬般のお世話をすることになつてゐますが、一人の

國民座右銘

- | | | |
|------|------------------------------|-------|
| 十二月 | 精古ながらんにはおのれとあがる位あり | 世阿彌元祿 |
| 二十三日 | ともいたづら事なり | 源傳政太郎 |
| 二十四日 | 道徳の伴はない知識は害あつて益がない | 源傳政太郎 |
| 二十五日 | 史を讀む者宜しく躬其時に處し親しく其事に遇ふが如くすべし | 源傳政太郎 |
| 二十六日 | 胸懷は洒落とあらまほしき事なり | 源傳政太郎 |
| 二十七日 | 私なく案するときは、不思議の智慧も出づるなり | 源傳政太郎 |
| 二十八日 | 餘り有るを待つて人を濟はんとせば終に人を濟ふの日無からむ | 石天基 |
| 二十九日 | 過ちては則ち改むるに憚ること勿れ | 孔子 |
| 三十日 | 古人の跡をもとめず古人のもともたる所をもとめよ | 松尾芭蕉 |
| 三十一日 | 終を慎むこと始の如くなれば事を敗ることなし | 老子 |
| 一月 | 大日本は神國なり | 北島親房 |
| 二日 | 初心忘るべからず | 世阿彌元祿 |
| 三日 | 天地の始は今日を始めとす | 北島親房 |
| 四日 | 天地と共に行くべく、天地と共に勤むべ | 二宮信俊 |
| 五日 | あはれなおもしる、あなたなし、あな | 古語拾遺 |



年末年始の 旅客荷物の輸送調整

年末年始にかけて毎年鐵道による旅行者の数は、おびただしく増加するのが例ですが、今年には特に應徴者の輸送とか、その他緊急用務の旅行者の増加が予想されますので、次ぎのやうに旅客の輸送調整を行います。

また手荷物、特に大都市に向けて多量に集中する傾向があり、しかもその大部分は贈答品の類なので、荷物の輸送調整も次ぎのやうに行ひます。

旅行上の調整

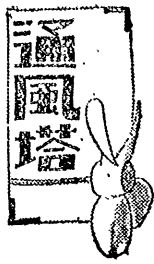
- (一) 一等車、展望車、寢車、食室車の連結停止 十二月二十九日から一月三日まで全線に亘つて停止し、その代りに普通客車を連結して輸送力を増します。
- (二) 急行列車の乗車指定数の削減 緊急の用務で旅行する方を一人でも多く送ふため、急行列車の乗車指定数を多くしました。
- (三) 乗車券の發賣制限 輸送力に應じて各鐵道局では、各線の乗車券の發賣枚数を制限します。
- (四) 學割の取扱 昨年までは、年末は學生割引の取扱を停止しましたが、今年に多数の學生が勇躍出陣し、また残つた學生の大部分は勤勞奉仕などに出勤するので、今回は制限しません。

荷物の調整

- 用務で旅行される方には、特別の措置を講じます。
- また食堂車をはずすため、旅行中の食事は難しくなりますから、必ず辨當や水筒を持参することは勿論、服装もなるべく軽易にし、いつ空襲があつてもまごつかぬ用心が肝要です。
- (一) 次ぎの荷物は十二月五日から一月十日まで(但し小口扱のもの)は七月三十一日まで取扱停止 手荷物、小荷物、小口扱貨物で六大都市、川崎、吹田、尼崎、西宮、芦屋市に宛てて送られる甘藷、馬鈴薯、里芋、白菜、甘藷、玉葱、葱、大根、林檎、みかん(但し青果)

- (二) 次ぎの荷物は十二月二十日から一月五日まで取扱停止 手荷物、小荷物扱貨物による犬、白轉車、魚介、鰻類(但し交通運輸によるものを除く)
- (三) スキーは手荷物、小荷物扱、小口扱では十二月九日から一月十日まで取扱停止(但し北海道、樺太内の各線相互間發着のものを除く)
- (四) 手荷物は十二月十五日から當分の間、旅客一人につき二箇以内(但し五箇以内)に限り取扱ひます(但し日遊交通運輸によるものを除く)
- (五) スキーの車内持込は、鐵道局ごとに日、列車、區間を指定して取扱ひます
- (六) 一箇手荷物の車内持込は、一箇二箇まで認められませんが、事情によつて更に制限が加へられることがあります

(運輸通信省)



皆勤家族を設けたい
どこの工場にも皆勤賞制度があるが、生計職士が滞滞なく皆勤できる際には、その家族の身身的な協力があつて初めて出来るのだ。

夫を、息子を、兄を勵まして御奉公に専心させる家族は、立派に増産に協力してゐるのである。

當り前のことだといへばそれまでだが、一年のうちには、暑い日も、寒い日も、家族に病人のある時もあるだらう。

朝早く起きて元気に送り出し、夜は温かいもの一つも作つて心から迎へる。そして家庭のことには少しの心配もさせない。

い、かうしたこまかい心づかひが、どんなに生計職士を勵まし、職域に敢闘させてゐることだらうか。

この努力に酬むるためにも皆勤者を出した家族には、何等かの形で家族賞のやうなものを設けて表彰することにせよとせよ。

そして次ぎには、かういふ家族を多く出した隣組を表彰する。

大東亞戦争を勝ち抜くためには、家族が、隣組が、町會が、そして國家が、一丸となつて當らねばならない。

いよゝ軍大局面に突入した今日、まづ生産面を擔當する關係方面から始めて戴きたい。

(東京府東區 牧野野郎)

女學生の力を動員せよ
壯な學生出陣に際して、私たち女學生もじつとしてゐるこ

とが出来ません。

授業は比較的必要なものも省くか、或ひは時間を短縮するとかして午前中だけとし、午後には直接戦力増強のための仕事をしたいと存じます。

市街地の學校は工場へ、農山村は食糧増産とか薪炭の運搬等に……。

今こそ全國の女學生が、その團體力を活用して學生出陣に呼應すべき秋と思ひます。

(九州の一女學生)

お断り 十二月二十九日號は、都合により休刊いたします。なほ新年號は一月五日に發行します。

著者	書名	編著者	大	買價	發行所
藤野野矢	日本出版會 第五回(十一月)推薦圖書				
藤野野矢	郷中教育の研	松本三郎	A五	四六	第一書房
藤野野矢	究				
藤野野矢	戦時の家庭	木位田祥男	B六	三三	光生館
藤野野矢	一				
藤野野矢	萬葉のうた	森本治吉	B六	二七	大日本圖書
藤野野矢	一				
藤野野矢	空の少年兵	藤谷健哉	A五	二五	海洋文化社
藤野野矢	一				
藤野野矢	灯	白河秋次	B六	二六	興亞日本社
藤野野矢	一				
藤野野矢	ぼくの満洲旅	田村修一郎	B六	二六	金の泉社
藤野野矢	一				
藤野野矢	日記				

